**平成２４年（フ）第４６２号**
名古屋市西区名塚町１丁目46番地の２
債務者　後藤美奈子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３１号**
北海道苫小牧市宮前町２丁目12番34号　コーポ絵夢Ｂ号
債務者　桜庭　　悠
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第１９８号**
仙台市若林区沖野７丁目13番30号　ラ・レコルト202
債務者　阿部　敦子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１７号**
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目２番７号　センチュリー旭ヶ丘Ⅲ―201
債務者　遠藤　キイ（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第４４号**
茨城県石岡市南台１丁目29番15号
債務者　櫻井　和子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第４７号**
茨城県つくば市木俣390番地205
債務者　小濱　和三
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第５２号**
茨城県つくば市国松2741番地
債務者　酒寄恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第５５号**
茨城県土浦市小松１丁目29番５―108号グレースコートⅡ
債務者　福井　　満
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第５７号**
茨城県石岡市石岡14030番地２スワローテール１―101
債務者　今井　浩樹
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１２号**
千葉県茂原市腰当1003番地５
債務者　千代川雅一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
千葉県君津市北子安６丁目20番22号
債務者　藤井　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第１０５号**
愛知県刈谷市青山町２丁目159番地３　ハイメゾンさん201号
債務者　中野　初枝
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３４号**
滋賀県彦根市地蔵町392番地11
債務者　中三清こと　中村　清次
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第３５号**
滋賀県彦根市地蔵町392番地11
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第２８号**
鳥取県鳥取市桜谷122番地４
債務者　中土居修行
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３４号**
鳥取県鳥取市卯垣２丁目464番地、旧住所鳥取県鳥取市松並町２丁目283番地19
債務者　橋本みち代
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３５号**
鳥取県鳥取市気高町新町２丁目80番地２　浜村薫る風ハイツ201号、旧住所山梨県北都留郡小菅村4020番地
債務者　黒川　真幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鳥取地方裁判所民事部